

## 社会保険加入促進に向けた取り組みについて

昨年の「県の入札制度等監視委員会」でも行政の指導介入のお願いを致しましたが福島県の回答では曖昧な回答であり、建設業に携わる私達は不満をかくすことが出来ません。構造改革や規制緩和が進められている中で地方自治体が発注する公共事業の工事請負契約において低価格の入札の結果のしわ寄せ下請け業者や業務に従事する労働者に回されているのが現状です。

技術者の賃金が多少アップされましたが、まだまだ実勢価格には追いついていないのが現状です。

さて、建設業界では、慢性的な労働者不足が生じていますが、年金保険等の法定福利費を適正に負担しない保険加入企業が存在するなど、技能労働者の公的保証が確保されず、若年就業者減少の一因となっています。

このような状況の中、平成24年5月に国の指導の下に「社会保険未加入対策推進協議会」が設置され、官民一体となった取り組みが進められています。

平成25年には、公共工事設計労務単価の引き上げが決定され、あらためて国土交通省から業界団体に対し、技能者に対する適切な賃金の支払い及び社会保険加入の徹底が指導されました。

専門工事業者で構成する当連合会においても、加盟団体ごとに「標準見積書式」を作成し、下請企業が負担する法定福利費を元請企業に提出する見積書の内訳として標記することとしました。

当連合会のこのような取り組みの実施にあたっては、発注者であり指導機関でもある地方公共団体、中でも先導的役割を果たしていただきたい福島県の取り組みに大いに期待するところです。

具体的な取り組みとしては、設計図書（設計書、仕様書等）への表示、元請企業への立入調査、元下契約における内訳の明示などの指導が考えられますが、県として、今後どのように取り組む考えでいるのか伺いたい。

法定福利費の内訳明示に係る標準見積書及び社会保険加入促進計画  
を活用した保険未加入対策の更なる推進について

第2回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、建設産業に携わる関係者一同は以下を申し合わせます。

一. 加入促進計画の着実な実行

- ・推進協議会に加入する私たちは、協議会に提出した各団体の加入促進計画を着実に実行していきます。
- ・その際には、他の優れた取り組みも参考にするとともに、取り組みの輪を団体から会員団体や会員企業、関係する会社に広げ、さらにそのトップから担当者まで理解を深めていきます。

二. 法定福利費の確保に向けた標準見積書の活用

- ・社会保険の加入を進めるには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要です。
- ・建設投資が減少し、価格競争が激しくなっていく中で、本来固定費であるべき法定福利費が変動費のような扱いとなっている状態にありましたが、専門工事業の団体が作成する、見積時に法定福利費を明示する標準見積書は、そのような現状を変えていく第一歩です。
- ・発注者、元請、下請の関係者は、今後これを積極的に活用して、関係者に働きかけ、これを尊重して必要な法定福利費が確保されるよう、協力して取り組みます。

平成24年10月31日  
社会保険未加入対策推進協議会

### 法定福利費を明示するにあたっての考え方

<法定福利費内訳明示の基本的考え方>

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要だが、現在はトン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況。
- このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから、見積りに当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

平成25年5月16日 国土交通省 標準見積書の活用等に向けた説明会資料より

#### 1、法定福利費とは

- (1) 法定福利費とは企業(事業主)が負担する法律で定められている福利厚生に関する保険料です。

	分類	科目	事業主負担分	備考
(広義の) 社会保険料	(狭義の) 社会保険料	健康保険料	半額事業主負担	
		介護保険料		
		厚生年金保険料 (児童手当拠出金)		
	労働保険料	全額事業主負担		
	労災保険料	元請一括加入		
		雇用保険料	一定割合事業主負担	

- (2) 今回、見積書に明示するのは、事業主が負担する社会保険料(法定福利費)です。  
施工作業員が負担する社会保険料は、労務費(賃金)に含まれています。
- (3) 労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。  
保険料率は諸条件(地域・各年等)により異なります。  
なお、実際に見積書に明示する法定福利費を計算する際に用いる保険料率は 2、見積書に明示する法定福利費の算出方法 (3) によります。

(単位%)

	事業主負担比率 (法定福利費率)	個人負担比率	事業主 + 個人負担比率
雇用保険料	1.05	0.6	1.65
健保保険料	4.985	4.985	9.97
介護保険料	0.775	0.775	1.55
厚生年金	8.56	8.56	17.12
児童手当拠出金	0.15	0	0.15
計	15.52	14.92	30.44

(モデル:東京)

(出典資料)

厚生年金・児童手当拠出金

雇用保険料

健康保険

日本年金機構 保険料額表(平成25年9月分)

厚生労働省 平成24年度雇用保険料率表

全国健康保険協会 協会けんぽの特定保険料率

及び基本保険料率(保険料率の内訳表示)について

2、見積書に明示する法定福利費の算出方法

法定福利費(見積明示金額) = 取付費 × 労務費率 × 法定福利費率

\* 法定福利費は実勢価格で明示します

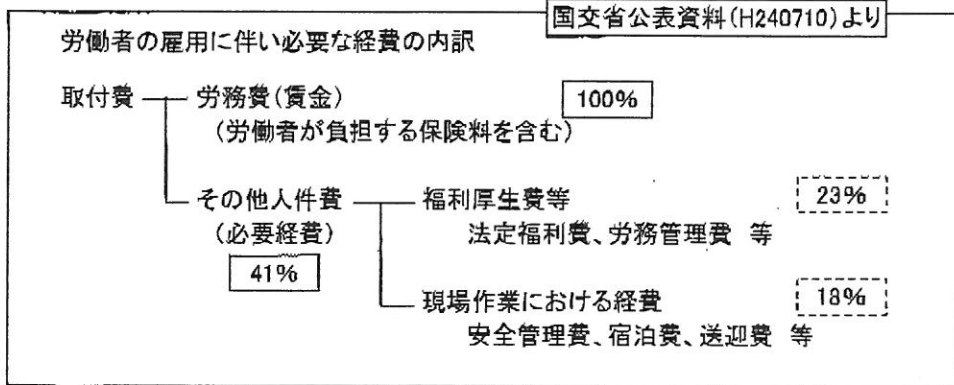
(1) 物件の取付費を算出します。

(2) 取付費の中の労務費率を算出します。

取付費には労務費(賃金)と其他人件費(必要経費)が含まれているので、取付費に占める労務費の割合(労務費率)を算出します。

労務費率は各社が実態に応じて設定してください。

以下は労務費率の考え方の参考です。



上記の場合、労務費率 =  $100 \div (100 + 41) = 70.9\%$  となります。

(3) 法定福利費率は毎年度一定の時期に国土交通省より提供される料率を適用します。

今年度は『介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率』に示されたとおり、15.15%を適用します。

今後、適用料率の改定は協会HPにて案内いたします。

社会保険未加入対策推進協議会WG資料より

介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率

※協会けんぽ東京支部 加入の場合

①雇用保険	健康保険			③厚生年金保険	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

【各保険料率の根拠】

①雇用保険: 建設の事業に係る保険料率

②健康保険  
 健康保険料率: 9.97%(協会けんぽ東京支部を事業主・被保険者で折半)  
 介護保険料率: 1.55%(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぽ 平成20年度事業年報)を乗じた比率。  
 ※介護保険料率の算式 =  $1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%$  (小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険: 17.12%を事業主・被保険者で折半、児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担

別添資料4

平成 00 年 00 月 00 日

御 見 積 書

お見積N。 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

御 中

〇〇〇〇 株式会社

下記の通りお見積いたしました。  
何卒ご用命のほど、お願い申し上げます。

〒 〇〇〇-〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇

法定福利費は施工作業員の社会保険料の事業主負担分です。  
本見積金額には消費税等は含まれておりませんので、  
ご契約に際しては消費税額等を別途計上して下さい。

TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 印  
FAX 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

お見積金額 000,000,000 円

法定福利費 0,000,000 円

(お見積金額には法定福利費を含んでおりません)

工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工 事 場 所 〇〇〇 〇〇〇

お見積有効期間 1 ヶ 月

支 払 条 件 別紙見積条件による

納 期 平成〇〇年〇〇月

受 渡 場 所 貴 現 場

照	査	営	積
		業	算

名 称	数 量	金 額 (円)
総 括 表		
アルミ製建具	一式	00,000,000
アルミカーテンウォール	一式	00,000,000
鋼製建具	一式	00,000,000
ステンレス製建具	一式	00,000,000
合 計		000,000,000
法定福利費合計	一式	0,000,000

別添資料4

御見積内訳書

お見積No. ○○○○○○○○

P. 1

工事名 ○○○○○○○○○○○

名 称	寸法(mm)		数 量	単 価	金 額	備 考
	W	H				
アルミ製建具						
AW1 引違い窓	1,800	2,000	(1)	000,000		枠見込70 ○○○ ○○
可動網戸(合成樹脂製)	900	2,000	(1)	00,000		
アングル L=	7,600		(1)	00,000		
水切 9号 L=	1,800		(1)	00,000		
小 計			00	00,000	0,000,000	
AW1A						
引違い窓	2,000	2,000	(1)	000,000		枠見込70 ○○○ ○○
可動網戸(合成樹脂製)	1,000	2,000	(1)	00,000		
アングル L=	8,600		(1)	00,000		
水切 9号 L=	2,000		(1)	00,000		
小 計			00	00,000	0,000,000	
製品代計			1式		00,000,000	
運送費			1式		0,000,000	
取付費			1式		0,000,000	
諸経費			1式		000,000	
合 計					00,000,000	
法定福利費					000,000	

平成 25 年 8 月 20 日

社団法人 福島県建設産業団体連合会長 様

福島県建設専門工事業団体協議会長 様

社団法人 福島県建設業協会会長 様

## 要 望 書

国土交通省は、建設技能・技術者不足、急速な高齢化の進行及び専門工事業への若年者就業減少に対し、その対策が講じられ、一昨年より建設技能者の社会保険未加入問題に着手開始されました。

最近においては、公共工事設計労務単価の「異次元の」値上げを決定され、国土交通大臣自ら業界団体に対し、技能者に対する適切な賃金の支払い及び社会保険加入の徹底を指導されました。

私共は社会保険未加入問題について、独自の調査を行う中で、その解決のためには、実態として加入原資の存在しない契約単価の改善を図ることにより、適切な社会保険料相当額（本人負担分及び事業主負担分としての法定福利費）の支給が不可欠であることを訴えて参りました。

そして他産業同様、下請会社の納付する社会保険料は、建設業においては、本来工事発注者が負担するべきものであることを強く主張し、その負担を担保するための何らかの法的措置が必要であることも訴えて参りました。

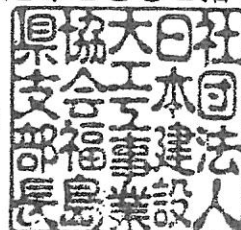
こうした活動の中で、国土交通省の指導を受け、他の専門工事業団体と同様、私共におきましても社会保険料の本人負担分を含む、技能者の適切な労務賃金を設定し、その労務賃金より事業主負担分の法定福利費を算出して、別枠で表示する元請会社様にご提出させていただくための標準見積書式を策定いたしました。

私共は、この型枠工事標準見積書式を活用し、元請会社様ご指定の見積書式と合わせてご提出させていただき、適切な労務賃金相当額及び法定福利費を元請会社様より受領の上、型枠技能者の賃金水準向上及び社会保険加入促進を積極的に推進して参りたいと決意しております。

私共の総会決議を踏まえ、本年6月1日より、準備の整った地域より順次、型枠工事会社から標準見積書式に基づく見積書を貴協会の会員であります元請総合工事会社様にご提出させていただきます。

貴協会におかれましては、会員であります各会社様に対し、当該標準見積書をお受け取りいただき、主旨にご理解を賜り、私共とのご契約にご反映させていただくことをご指導いただきますよう、伏してお願い申し上げます。

社団法人日本建設大工工事業協会福島県支部長



福島県建設大工工事業協会会長





# 1年未満の事故急増

## 労経年数別 震災前の3.5倍に

県内建設業

県内で震災以降、建設業の経年数1年未満の就労者による労働災害が増加傾向にあることが福島労働局の調査で分かった。24年の死傷者数(休業4日以上)は震災前の22年の3.5倍に達しており、経年数別の構成比でも全体の10.5%から22.6%に急増。新規就業者の増加が労働災害

増加の一因となっていることが明らかになった。同局が22年と24年における休業4日以上の労働災害について経年数別に発生状況をまとめた(別表)。

建設業の労働災害は震災以降、大きく増加しており、24年1年間の死者数は48人と22年の295人と比べ63.4%増となっている。22年は「10年以上20年未満」が26.1%の77人

経年数	24年		22年	
	人数	構成比	人数	構成比
1年未満	109	22.6%	31	10.5%
1年以上5年未満	76	15.8%	50	16.9%
5年以上10年未満	59	12.2%	37	12.5%
10年以上20年未満	90	18.7%	77	26.1%
20年以上30年未満	51	10.6%	38	12.9%
30年以上40年未満	48	10%	39	13.2%
40年以上50年未満	46	9.5%	18	6.1%
50年以上	3	0.6%	5	1.7%
合計	482	100%	295	100%

## 官民発注者に協力要請

### 国交省 社会保険未加入解消へ

国交省は、標準見積書の一斉活用と法定福利費の確保に向けた取り組みへの協力を国・地方自治体・主要民間発注者団体などに要請する。9

月26日に国交省と元請・専門工事団体などをつくる「社会保険未加入対策推進協議会」で、法定福利費を内訳明示した標準見積書の一斉活用を申

し合わせたことに配慮し、社会保険料(事業主負担分・労働者負担分)相当額を含めた請負契約を締結することなどを求めている。

国交省は、9月26日に標準見積書の一斉活用が開始されたことを踏まえ、国の関係府省(都道府県・政庁指定都市・独立行政法人・高速道路会社)・JR会社や、主要民間発注者団体に協力を求める通知を近く送る。都道府県には、管内の市町村へも周知も求めた。合わせて、建設業団体に対しても、各団体の会員企業に今回の取組内容を周知するよう改めて要請する。

通知では、下請企業を中心に法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業と比べ、法定福利費を適正に負担する企業ほど競争上不利になったり、若年職者減少の要因になっているなど、建設業の社会保険未加入問題について解説。下請企業が標準見積書の活用により法定福利費

を確保することが問題の解決につながるとして、官民の発注者に社会保険料負担を適切に合った額で建設工事の請負契約を締結するよう求める内容となっている。

標準見積書は、技能労働者の社会保険加入に必要な法定福利費を確保するため、各専門工事団体が先月までに作成。下請企業はこの標準見積書を参考に自社の見積書に法定福利費相当額を盛り込む。9月26日の社会保険未加入促進協議会で、この標準見積書を一斉に活用する申し合わせが行われ、各現場での活用が始まった。国交省は、元請・下請企業に対するアンケート調査を10月中旬から行い、この標準見積書の活用状況を把握する。

## 海岸管理のあり方議論

### 有識者会議が初会合

国交省と農水省は、4日、海岸保全施設(堤防・突堤・水門など)の維持修繕などを議論する「海岸管理のあり方検討委員会」の初会合を開いた。東日本大震災の被害状況を踏まえた津波対策の構築、高度経済成長期に整備された海岸保全施設の老朽化対策、景観保全、海岸浸食など、今後の海岸管理のあり方を有識者や海岸管理者を交えて意見交換する。委員会は25年度中に提言をまとめる。

法改正から15年が経過し、東日本大震災による津波被害を踏まえた最大クラスの津波被害の最小化、高度経済成長期に整備された施設の適切な維持修繕などの新たな対応すべき課題が生じている。

日の検討委員会の初会合で、①樹林を活用した海岸堤防の整備②海岸堤防などの耐震・液状化対策③海岸堤防などの老朽化対策④海岸浸食対策⑤景観保全⑥地球温暖化対策⑦沖ノ島島の保全などを今後議論すべき論点を提示。年度内に5回程度の会合を開き、これらの論点についての具体的な対策をまとめるとしている。

東北道と東北中央道を連絡するJCTで、下部工事を含む幅員10m工事は23年に発注済み。同じくJCTランプ橋(PC)7橋分の拡大型指名競争手続を4月付で公告している。

海岸の管理については、11年の海岸法改正で従来の津波・高潮・波浪などによる災害からの防護だけでなく、環境保護の要業を追加した。ただ

## JCT ランプ橋鋼上部工公告

福島 JCT 総合評価 28日まで参加申請

東日本高速道路東北支社は8日、福島市毎谷地内の東北自動車道・福島ジャンクションランプ橋(鋼橋上部工)工事の総合評価(工事実績詳細型)一般競争を公告した。上部工の橋分で、対象者は

「鋼橋上部工A」申請期限28日、12月16日開札。総合評価は①冬期施工時のコンクリートの品質管理②コンクリートの耐久性確保③一括架設時の架設精度について、施工計画上の提案を受ける。

## 26作品でプレゼン

### 本県からは5点が応募

日本建築学会東北支部は5日、仙台市のせんだいメッセアテークで第21回東北建築作品発表会「写真II」を開き、エント

部、東北各県の建築士会、建築士事務所協会、東北建築業協会連合会の後援。発表会は第34回東北建築賞の第1次審査も兼ねており、現地調査を経て2次審査を行い入選作品を決定する。26年3月に公



県内からは小建築部門1、一般建築部門4の計5作品の応募があった。このうち、「地形舞台」・中山間過疎地域に寄り添う集落づくり拠点(はりゆちウツダスタジオ、工設備設計事務所、日

県内初の全国での建機展示会。2、3、5、6日の2日間、市のビッグパレットしまで開かれ、建機や家族連れが訪れた。6000人が訪れた。

県内初の全国での建機展示会。2、3、5、6日の2日間、市のビッグパレットしまで開かれ、建機や家族連れが訪れた。6000人が訪れた。



本大学工学部建築部副部長教授、柴村郷本地区で住人の名前を取り子郎」と呼ばれて、民家の改修。歴史を有効活用し地域化につなげよう。にぶくしまの家庭化推進協議会を率い、県建設設計協同組合の「古民家空用プロポーザル」にりゅうウツダスタジオ、芳賀沼野氏が最優秀賞を受賞した。これを町が佳ミニテクニク拠点と、業化したもので、中断したが昨年度3月に完成した。また、本宮市が「ハトリテーション」泉病院本宮診療所建設した児童福祉施設(本宮市)